工 事 成 績 評 定 （標 準 型）

（土木工事）

上 尾 市

第１号様式（第５条関係）

工 事 成 績 評 定 表

土 木 工 事　（標準型）　No.

工　事　名		工 事 主 管 課		請 負 代 金 額	円
工 事 場 所		工　　期	令和　年　月　日から	完 成 年 月 日	令和　年　月　日
受 注 者 名			令和　年　月　日まで	検 査 年 月 日	令和　年　月　日

考　査　項　目		監　督　員　（４０％）					総 括 監 督 員　（２０％）							工 事 検 査 員　（４０％）						
		氏　名					氏　名							氏　名						
項　目	細　　別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1　施工体制	Ⅰ 施工体制一般																			
	Ⅱ 配置技術者																			
2　施工状況	Ⅰ 施工管理																			
	Ⅱ 工程管理																			
	Ⅲ 安全対策																			
	Ⅳ 対外関係																			
3　出来形	Ⅰ 出来形																			
及び	Ⅱ 品　質																			
出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ																			
4　工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応 ※２																			
5　創意工夫	Ⅰ 創意工夫　※３																			
6　社会性等	Ⅰ 地域への貢献等　※４																			
加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）		点					点							点						
評定点（６５点±加減点合計）　※１		①			点		②					点		③					点	
評定点計　※５		点					（ ①　＊0.4 ＋ ②　＊0.2 ＋ ③　＊0.4 ）　＝　評定点計													
7　法令遵守等　※６							点													
評定点合計		点					○ 評定点計 － 法令遵守等 ＝ 評定点合計													
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認　※７						履行　　不履行　　対象外													
所　　見　※８		【監督員】					【総括監督員】							【工事検査員】						

※１　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※４　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。（所見は必ず記載する。）
※５　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が評価を行う。
※６　法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
※７　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※８　所見欄には評定結果の概要を記載する。

第２号様式（第５条関係）

細 目 別 評 定 点 採 点 表

0

項　目	細　　別	監　督　員　（４０%）	総 括 監 督 員　（２０%）	工 事 検 査 員　（４０%）	細目別評定点	得点割合
1　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	×0.4+2.9＝　点			3.3　点	0%
	Ⅱ　配置技術者	×0.4+2.9＝　点			4.1　点	0%
2　施工状況	Ⅰ　施工管理	×0.4+2.9＝　点		×0.4+6.5＝　点	13.0　点	0%
	Ⅱ　工程管理	×0.4+2.9＝　点	×0.2+3.2＝　点		8.1　点	0%
	Ⅲ　安全対策	×0.4+2.9＝　点	×0.2+3.3＝　点		8.8　点	0%
	Ⅳ　対外関係	×0.4+2.9＝　点			3.7　点	0%
3　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形	×0.4+2.8＝　点		×0.4+6.5＝　点	14.9　点	0%
	Ⅱ　品　質	×0.4+2.9＝　点		×0.4+6.5＝　点	17.4　点	0%
	Ⅲ　出来ばえ			×0.4+6.5＝　点	8.5　点	0%
4　工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応		×0.2+3.3＝　点		7.3　点	0%
5　創意工夫	Ⅰ　創意工夫	×0.4+2.9＝　点			5.7　点	0%
6　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等		×0.2+3.2＝　点		5.2　点	0%
7　法令遵守等			×1.0＝　点			
				評定点合計	100　点	
8　総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外			

※１　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※２　法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

別紙－１①

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（評価値が９０％以上）</th><th>b
（評価値が８０％以上、９０％未満）</th><th>c
（評価値が６０％以上、８０％未満）</th><th>d
（評価値が６０％未満）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ施工体制一般</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 施工計画書を工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。
□ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ □ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ □ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□ □ 製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ □ その他　　理由　：</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
該当すれば…d</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ配置技術者
（現場代理人等）</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ □ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
□ □ 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
□ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
□ □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ □ その他　　理由　：</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
該当すれば…d</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…e</td></tr>
</table>

別紙－１②

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（評価値が９０％以上）</th><th>b
（評価値が８０％以上、９０％未満）</th><th>c
（評価値が６０％以上、８０％未満）</th><th>d
（評価値が６０％未満）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ施工管理</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□ □ 工事記録を、過不足なく整理している。
□ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ □「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□ □ その他　　理由　：</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

該当すれば…d</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ工程管理</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ □ **休日の確保を行っている。**
□ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ □「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□ □ **その他　　理由　：　4週8休以上の現場閉所が行われている。**</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

該当すれば…d</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…e</td></tr>
</table>

別紙－１③

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（評価値が９０％以上）</th><th>b
（評価値が８０％以上、９０％未満）</th><th>c
（評価値が６０％以上、８０％未満）</th><th>d
（評価値が６０％未満）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２施工状況</td><td rowspan="2">Ⅲ安全対策</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ □ 過積載防止に取り組んでいる。
□ □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ □ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ □「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ □ その他　　理由　：</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
該当すれば…d</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ対外関係</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ □「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□ □ その他　　理由　：</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
該当すれば…d</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…e</td></tr>
</table>

別紙－１④

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（評価値が９０％以上）</th><th>b
（評価値が８０％以上、９０％未満）</th><th>c
（評価値が６０％以上、８０％未満）</th><th>d
（評価値が６０％未満）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３ 出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ出来形</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □　出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
□ □　出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □　自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
□ □　自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。
□ □　出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。
□ □　出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。
□ □　その他　理由　：</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
該当すれば…d</td><td>□　契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
該当すれば…e</td></tr>
</table>

別紙－１⑤

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 適切である。	□ ほぼ適切である。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや不適切である。	□ 不適切である。
		○ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。 ○ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。 ○ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。 ○ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。				□ 契約書第17条2項に基づき破壊を行った。 該当すれば…e

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。

② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。

③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。

④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

別紙－１⑥

考 査 項 目 別 運 用 表

（監督員）

考 査 項 目	細　　別	１．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）
５創意工夫	Ｉ創意工夫	【施工】 □　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □　照明などの視界の確保に関する工夫。 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □　運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ □　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □　施工管理ソフト、土量管理システム、ＣＡＤ等の活用に関する工夫。 □　特殊な工法や材料を用いた工事。 □　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □　情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。（2点） 【新技術活用】 □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（３点） □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（２点） □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（１点） □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」は除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（２点） □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」は除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（１点） ※新技術の活用に関する上記５項目での加点は最大３点とする。

		【品質】 □　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □　コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □　鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □　建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。（2点） □　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　環境保全に関する工夫。 【その他】 □　**その他　理由　：　4週8休以上の現場閉所が行われている。** □　その他　理由　： □　その他　理由　： □　その他　理由　：

	評　点　：	記述評価 ☑マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述	創意工夫の詳細評価

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。

※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙－２①

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	a （該当５項目以上）	b （該当３項目以上）	c （該当２項目以上）	d （該当１項目以上）	e
２施工状況	Ⅱ工程管理	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている

□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□　工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。

□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。

□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□　**その他　　理由　：　4週8休以上の現場閉所が行われている。**

別紙－２②

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（該当５項目以上）</th><th>b
（該当３項目以上）</th><th>c
（該当２項目以上）</th><th>d
（該当１項目以上）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２施工状況</td><td rowspan="2">Ⅲ安全対策</td><td>□ 優れている。</td><td>□ やや優れている。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや劣っている。</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他　　理由　：</td></tr>
</table>

別紙－２③

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

考査項目	細　　別		
４工事特性	Ⅰ施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応（１つ以上で４点）	
		□ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	（1.について） 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上
		□ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	（2.について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		□ 3. その他	（3.について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応（１つ以上で６点）	
		□ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	（4.について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
		□ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	（5.について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		□ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	（6.について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。
		□ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	（7.について） ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
		□ 8. 事故や災害発生直後等の緊急な対応が必要な工事	（8.について） ・事故や災害発生直後の緊急な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。

		□ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10. その他	(9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応（１つ以上で４点）	
		□ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15. その他	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応（１つ以上で６点）	
		□ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 □ 17. その他 （　　）	(16. について) ・全面一時中止期間は除く。 ・文書注意に至らない事故は除く。
		評点：	※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。 ※２．監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。

別紙－２④

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	a （該当５項目以上）	a’ （該当４項目以上）	b （該当３項目以上）	b’ （該当２項目以上）	c （該当１項目以下）
６社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ **ｃより優れている。**	□ 他の評価に該当しない。
		□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　その他　　理由　：				

別紙－２⑤

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表	
７法令遵守等	措　置　内　容	措置点数
	○　１．入札参加停止３ヶ月以上	－２０点
	○　２．入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
	○　３．入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
	○　４．入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
	○　５．文書警告相当	－８点
	○　６．口頭注意相当	－５点
	○　７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－３点
	○　８．その他（理由：　　）	－　点
	◉　９．該当項目なし	

評点

① 本考査項目（７法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙－３①

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（評価値が９０％以上）</th><th>b
（評価値が８０％以上、９０％未満）</th><th>c
（評価値が６０％以上、８０％未満）</th><th>d
（評価値が６０％未満）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２施工状況</td><td rowspan="2">Ｉ施工管理</td><td>□ 優れている。</td><td>□ やや優れている。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや劣っている。</td><td>□ 劣っている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □　工事材料を品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
□ □　立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
□ □　建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
□ □　工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。
□ □　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
□ □　現場条件又は計画内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
□ □　施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
□ □　契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ □　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ □　下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
□ □　品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
□ □　社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。
□ □　その他　　理由　：</td><td>□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。
該当すれば…d</td><td>□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…ｅ</td></tr>
</table>

別紙－３②

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a
（評価値が９０％以上）</th><th>a’
（評価値が80%以上、90%未満）</th><th>b
（評価値が70%以上、80%未満）</th><th>b’
（評価値が60%以上、70%未満）</th><th>c
（評価値が50%以上、60%未満）</th><th>d
（評価値が５０％未満）</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３ 出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ出来形</td><td>□ 適切である。</td><td>□ ｂより適切である。</td><td>□ ほぼ適切である。</td><td>□ ｃより適切である。</td><td>□ 他の評価に該当しない。</td><td>□ やや不適切である。</td><td>□ 不適切である。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □　出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□ □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ □　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ □　写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □　出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ □　出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。
□ □　その他　理由　：</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば…d</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

該当すれば…e</td></tr>
</table>

別紙－３③

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質 総合評価	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		◉ 最大３工種にて評価 選択した考査項目運用表 工種名 評価項目のうちチェックをした数 － 評価の対象項目とした数 － 比率 ○ 主たる１工種だけで評価 評価項目のうちチェックをした数 － 評価の対象項目とした数 － 比率					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）
	Ⅲ 出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
		最大３工種にて評価 評価項目のうちチェックをした数 － 評価の対象項目とした数 － 比率 主たる１工種だけで評価 評価項目のうちチェックをした数 － 評価の対象項目とした数 － 比率			

●考査項目運用表を下記から必ず選択しチェックすること。（チェックしないと工事成績採点表に反映されない。）

□ 下水道工事(開削工)
□ 舗装工事(アスファルト)
□ ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事
□ 土工事（切土・盛土・堤防等）
□ ｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事(PC・RC)
□ 舗装工事(コンクリート)
□ 下水道工事(推進工)
□ 管水路工事
□ 植栽工事
□ 土工事（区画整理・農地造成）
□ 鋼橋工事
□ 塗装工事
□ 下水道工事(シールド工)
□ 二次製品構造物（擁壁類）
□ 電線共同溝工事
□ 護岸・根固・水制工事
□ 水管橋
□ 上水道工事
□ 二次製品構造物（用排水施設）
□ その他の工事
□ 防護柵・標識・区画線等設置工事
□ 基礎工工事(地盤改良含)
□

別紙－３③-１

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 舗装工事 （ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定ししていることが確認できる。 □ □ 路床及び路盤工のﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行っていることが確認できる。 □ □ 路床及び路盤工の密度試験が、設計図書の仕様書を満足していることが確認できる。 □ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０㎝以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 □ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石など有害物を除去していることが確認できる。 □ □ ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ □ 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □ □ 縦継ぎ目及び横継ぎ目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ アスファルト混合物の運搬方法及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 □ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a （評価値が80％以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40％未満）	
	Ⅲ出来ばえ 舗装工事 （ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。	
		□ □ 舗装の平坦性が良い。 □ □ 構造物の通りが良い。 □ □ 端部処理が良い。 □ □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ □ 雨水処理が良い。 □ □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-２

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	下水道工事（開削工）	「評価対象項目」 □ □ マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材流径・塩基総量等）が確認できる。 □ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ □ 埋戻し、締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 □ □ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □ □ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □ □ 管路床付面が良好な仕上げとなっている。 □ □ 土留工が適切に施工されている。 □ □ 舗装復旧が施工管理基準に基づき、適切に施工されている。 □ □ 掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施している。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
	下水道工事（開削工）	□ □ 通りがよい。 □ □ 漏水がない。 □ □ クラックがない。 □ □ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 □ □ マンホールのインバートの仕上げが良い。 □ □ 残土等は適切に処理されている。			

別紙－３③-３

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 下水道工事（推進工）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材流径・塩基総量等）が確認できる。 □ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ □ 立坑の埋戻し、締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 □ □ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □ □ 舗装復旧が施工管理基準に基づき、適切に施工されている。 □ □ 掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施している。 □ □ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ □ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 □ □ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 □ □ シールド推進作業等がデータで確認できる。 □ □ 裏込め注入状況がデーターで確認できる。 □ □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80％以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40％未満）
	Ⅲ出来ばえ 下水道工事（推進工）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
		□ □ 通りがよい。 □ □ 漏水がない。 □ □ クラックがない。 □ □ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 □ □ マンホールのインバートの仕上げが良い。 □ □ 残土等は適切に処理されている。			

別紙－３③-４

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３　出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	下水道工事 （シールド工）	「評価対象項目」 □ □　マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □　管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材流径・塩基総量等）が確認できる。 □ □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ □　立坑及び人孔の埋戻し、締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 □ □　混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □ □　舗装復旧が施工管理基準に基づき、適切に施工されている。 □ □　掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施している。 □ □　測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □ □　常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 □ □　推進作業等がデータで確認できる。 □ □　地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □　その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
	下水道工事 （シールド工）	□ □　通りがよい。 □ □　漏水がない。 □ □　クラックがない。 □ □　マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 □ □　マンホールのインバートの仕上げが良い。 □ □　残土等は適切に処理されている。			

別紙－３③-５

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 管水路工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ □ 中心線の通りがよい。 □ □ 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。 □ □ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □ □ 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 □ □ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）	
	Ⅲ出来ばえ 管水路工事	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。	
		□ □ 管の通りがよい。 □ □ 管内面塗装に補修痕等がない。 □ □ 小構造物にも細心の注意が払われている。 □ □ 管から漏水がない。 □ □ クラックがない。 □ □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-６

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 上水道工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □　配管材料の規格、品質がミルシートで確認できる。 □ □　弁筐等用品の規格、品質がミルシートで確認できる。 □ □　管渠の接合状況が確認できる。（継手チェックシート、写真） □ □　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 □ □　コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □　施工時の試験及び記録が適切である。 □ □　埋戻し、締固め、舗装復旧が適切な方法で施工されている。 □ □　規定の管土被りが確保されている。 □ □　その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ 上水道工事	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
		□ □　管の通りが良い。 □ □　管から漏水が無い。 □ □　クラックがない。 □ □　弁筐等の仕上げが良い。 □ □　全体的な美観が良い。			

別紙－３③-７

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	コンクリート構造物工事	「評価対象項目」 □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。） □ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し､鉄筋のかぶりを確保している。 □ □ 有害なクラックが無い。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
	コンクリート構造物工事	□ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ クラックがない。 □ □ 漏水がない。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-８

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 二次製品構造物 （擁壁類）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	「評価対象項目」 □ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ □ ＪＩＳ規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 □ □ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていいることが確認できる。 □ □ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 □ □ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。 □ □ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 □ □ 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 □ □ 端部における地山とのするつけが適切である。 □ □ 丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 □ □ コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 □ □ その他　理由：						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80％以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40％未満）
	Ⅲ出来ばえ 二次製品構造物 （擁壁類）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
	□ □ 構造物の通りがよい。 □ □ 材料の連結、かみ合わせがよい。 □ □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ クラックがない。 □ □ 漏水がない。 □ □ 土工の仕上げが良い。 □ □ 全体的な美観が良い				

別紙－３③-９

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	二次製品構造物（用排水施設）	「評価対象項目」 □ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ □ ＪＩＳ規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 □ □ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていいることが確認できる。 □ □ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 □ □ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 □ □ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 □ □ 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 □ □ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 □ □ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 □ □ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 □ □ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 □ □ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
	二次製品構造物（用排水施設）	□ □ 構造物の通りがよい。 □ □ 材料の連結、かみ合わせがよい。 □ □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ クラックがない。 □ □ 漏水がない。 □ □ 土工の仕上げが良い。 □ □ 全体的な美観が良い			

別紙－３③-１０

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 植栽工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □　活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ □　樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ □　樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる □ □　施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ □　肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ □　植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ □　添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ □　樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ □　その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80％以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40％未満）
	Ⅲ出来ばえ 植栽工事	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
		□ □　樹木の活着状況が良い。 □ □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ □　支柱の取り付けが堅固である。 □ □　植栽帯の全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１１

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 電線共同溝工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ 床付面の地耐力が資料により確認できる。 □ □ 床付面の目視及び平坦性が資料により確認できる。 □ □ 管路の形状及び外観を目視及び打音より的確に実施されていることが資料により確認できる。 □ □ 管路（上記以外）の品質が、工場管理資料より的確に確認できる。 □ □ 管路の導通試験を実施しているか確認できる。 □ □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 □ □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 □ □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □ □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。 □ □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ 電線共同溝工事	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。
		□ □ 管路の割れ、・カケがない。 □ □ 継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。 □ □ 管路間の目違い、段差が少ない。 □ □ 管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況がよい。 □ □ 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ □ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１２

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	その他の工事	「評価対象項目」 □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）	
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。	
	その他の工事	□ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　： □ □　理由　：				

別紙－３③-１３

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 土工事（切土・盛土・築堤等）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ □ 土羽土の土質が適正である。 □ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ □ 法面に有害な亀裂が無い。 □ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ 土工事（切土・盛土・築堤等）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
		□ □ 仕上げが良い。 □ □ 通りが良い。 □ □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ □ 規定された勾配が確保されている。 □ □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１４

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	土工事 （区画整理、農地造成）	「評価対象項目」 □ □ 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 □ □ 表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工されている。 □ □ 雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されている。 □ □ 道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を余裕をもって満足している。 □ □ 造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を余裕もって満足している。 □ □ 仮設道路,仮排水路等は設計図書により施工・管理されており,その出来形についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。 □ □ 土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。 □ □ 畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を余裕をもって満足している。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
	土工事 （区画整理、農地造成）	□ □ 切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 □ □ 整地、均平の仕上げがよい。 □ □ 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 □ □ 構造物へのすりつけがよい。 □ □ 植生、吹き付け等の状態が均一である。 □ □ 排水路の通りが良い。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１５

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 護岸・根固・水制工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	「評価対象項目」 □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 □ □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 有害なクラックが無い。 □ □ その他　理由　：						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80％以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40％未満）
	Ⅲ出来ばえ 護岸・根固・水制工事	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
	□ □ 通りがよい。 □ □ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □ □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-１６

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	防護柵・標識・区画線等設置工事	「評価対象項目」 □ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 □ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。 □ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 □ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 □ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 □ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 □ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 □ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
	防護柵・標識・区画線等設置工事	□ □ 通りが良い。 □ □ 端部処理及び設置意図が良い。 □ □ 塗料の塗布が均一及び傷・錆等が無い。 □ □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ □ きめ細やかに施工されている。 □ □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ □ 視認性が良い。 □ □ 接着状態が良い。 □ □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１７

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 コンクリート橋工事 （ＰＣ及びＲＣ）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □ □ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 □ □ 有害なクラックが無い。 □ □ その他　理由　：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ コンクリート橋工事 （ＰＣ及びＲＣ）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
		□ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ □ 支承部の仕上げが良い。 □ □ クラックが無い。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１８

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 【工場製作関係】 □ □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ その他　理由　： 【架設関係】 □ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 □ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ □ その他　理由　：				□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ 鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
		□ □ 表面に補修箇所がない。 □ □ 部材表面に傷、錆がない。 □ □ 溶接に均一性がある。 □ □ 塗装に均一性がある。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-１９

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 水管橋工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 □ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 □ □ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 □ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 □ □ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。 □ □ 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。 □ □ その他　理由　：					□ **品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。** 該当すれば…d	□ **品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。** 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a （評価値が80%以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ 水管橋	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
		□ □ 表面に傷、錆、補修個所がない。 □ □ 溶接、塗装組立の均一性が良い。 □ □ 管の通りがよい。 □ □ コンクリート構造物の肌がよい。 □ □ コンクリート構造物の通りがよい。 □ □ クラックがない。 □ □ 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-２０

考査項目別運用表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 基礎工工事 （地盤改良等を含む）	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。

「評価対象項目」

【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】

□ □　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ □　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □　既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ □　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ □　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □　その他　理由　：

【地盤改良関係】

□ □　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □　その他　理由　：

□ **品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。**

該当すれば…d

□ **品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。**

該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ 基礎工工事 （地盤改良等を含む）	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。

□ □　土工関係の仕上げが良い。
□ □　通りが良い。
□ □　端部及び天端の仕上げが良い。
□ □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。

※ 地盤改良はｃ評価とする。

別紙－３③-２１

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考査項目	細別	a（評価値が９０％以上）	a’（評価値が80%以上、90%未満）	b（評価値が70%以上、80%未満）	b’（評価値が60%以上、70%未満）	c（評価値が50%以上、60%未満）	d（評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｂより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
	舗装工事（コンクリート舗装工）	「評価対象項目」 □ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定ししていることが確認できる。 □ □ 路床及び路盤工のﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行っていることが確認できる。 □ □ 路床及び路盤工の密度試験が、設計図書の仕様書を満足していることが確認できる。 □ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０㎝以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、 アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 □ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…ｅ

考査項目	細別	a（評価値が80%以上）	b（評価値が60%以上、80%未満）	c（評価値が40%以上、60%未満）	d（評価値が40%未満）
	Ⅲ出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
	舗装工事（コンクリート舗装工）	□ □ 舗装の平坦性が良い。 □ □ 構造物の通りが良い。 □ □ 端部処理が良い。 □ □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ □ 雨水処理が良い。 □ □ 全体的な美観が良い。			

別紙－３③-２２

考 査 項 目 別 運 用 表

（工事検査員）

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が９０％以上）	a’ （評価値が80%以上、90%未満）	b （評価値が70%以上、80%未満）	b’ （評価値が60%以上、70%未満）	c （評価値が50%以上、60%未満）	d （評価値が５０％未満）	e
３ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質 塗装工事	□ 優れている。	□ ｂより優れている。	□ やや優れている。	□ ｃより優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。	□ 劣っている。
		「評価対象項目」 □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ その他　理由　：					□ **品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。** 該当すれば…d	□ **品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。** 該当すれば…ｅ

考 査 項 目	細　　別	a （評価値が80％以上）	b （評価値が60%以上、80%未満）	c （評価値が40%以上、60%未満）	d （評価値が40％未満）
	Ⅲ出来ばえ 塗装工事	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ やや劣っている。
		□ □ 塗装の均一性が良い。（工場塗装を除く） □ □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ □ 補修箇所がない。 □ □ ケレンの施工状況が良好である。 □ □ 全体的な美観が良い。			